

広島県告示第七百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
社団法人東広島地区医師会	東広島市西条町土与丸一―一三番地	東広島地区医師会福祉用具貸与事業所	平成一九年三月二日
株式会社ザ・メニュー	広島市西区庚午中三丁目八番一九号	ライフケア銀の杖	平成一九年五月二日
有限会社ユー・アンド・ミー	福山市内海町字浜沖七三番二	ユー・アンド・ミー福祉用具レンタル事業所	平成一九年五月二日